

平成26年度 随意契約の公表(財政部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成26年4月1日から平成26年9月30日までの随意契約
【財政部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
財政課 (債権管理室)	指定代理納付者による歳入の納付に係る契約書	平成26年4月1日	ヤフー株式会社	東京都港区赤坂9丁目7番1号	1,500円/月 寄附金額の1%	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税のクレジットカード収納において、国内有数の実績を有しており、利用者数やアクセス数でも最大手であるため、全国に広くPRが可能であること。 ・専用サイト内には、自治体ごとの専用ページがあることや、ふるさと納税に関する基礎知識などのコンテンツが多彩で、利便性の向上が図れるとともに、広く寄附を募るための広報媒体として有用であること。 ・専用のシステムや機器の導入が不要で、コストが安価であること。 ・当社と契約を交わすことで、5社のクレジットカードが利用可能となること。それにより、各クレジットカード会社との契約も不要で、資金清算等の事務も発生しないこと。 ・寄附に係るデータの授受の際に、個人情報に関するデータの授受を行わないため、個人情報漏洩の恐れがなく、セキュリティ面で安全であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
財産活用課	八尾市公用車貸出等事務業務	平成26年4月1日	公益社団法人八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町1丁目10-32	2,237,280	高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第41条第2項に規定するシルバー人材センターとの契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)

平成26年度 随意契約の公表(財政部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成26年4月1日から平成26年9月30日までの随意契約
【財政部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
財産活用課	安中町9丁目市有地除草業務	平成26年5月22日	公益社団法人八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町1丁目10-32	763,436	高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第41条第2項に規定するシルバー人材センターとの契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
市民税課	平成26年度地方税電子システムサービス提供業務	平成26年4月1日	TIS株式会社	大阪府吹田市豊津町9番1号	3,149,280	本システムは継続性の必要なシステムであり、短期間での入替は基幹システムとの連携確認作業が頻繁に生じ、安定稼働が困難となるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
市民税課	平成26年度税制改正対応等に係る市民税システム改修作業	平成26年4月18日	株式会社アイネス 関西支社	大阪市中央区瓦町1丁目4番8号	1,998,000	本システムの開発・保守業者であり、プログラム改修対応可能な唯一の業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
市民税課	納税通知書出力変更に係る市民税システム改修作業	平成26年4月18日	株式会社アイネス 関西支社	大阪市中央区瓦町1丁目4番8号	810,000	本システムの開発・保守業者であり、プログラム改修対応可能な唯一の業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
市民税課	臨時福祉給付金の対応に伴う非課税通知書処理変更改修作業	平成26年4月30日	株式会社アイネス 関西支社	大阪市中央区瓦町1丁目4番8号	351,000	本システムの開発・保守業者であり、プログラム改修対応可能な唯一の業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

平成26年度 随意契約の公表(財政部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成26年4月1日から平成26年9月30日までの随意契約
【財政部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
市民税課	臨時福祉給付金の対応に伴う税連携の新規構築作業	平成26年5月23日	株式会社アイネス 関西支社	大阪市中央区瓦町1丁目4番8号	756,000	本システムの開発・保守業者であり、プログラム改修対応可能な唯一の業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
市民税課	臨時福祉給付金給付事業に係る申請書等の印刷及び非課税通知書同封封入封緘業務	平成26年5月19日	株式会社コーユービジネス	大阪市中央区南本町1丁目6番20号	3,550,373	入札により決定した個人住民税当初普通徴収納税通知書等製本・封入封緘業務の付随業務であり、当該業務の実施が可能な唯一の業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
資産税課	平成26年度八尾市固定資産情報管理システムデータ更新業務	平成26年5月1日	アジア航測株式会社 大阪支店	大阪府大阪市北区天満橋1丁目8番30号	26,028,000	同社のシステムは、開発の段階から八尾市の課税業務用に改良を重ねてきたものであり、平成24年度評価替えにおいて既に当該システムで基準年度の距離計測等を利用して路線価を決定している。さらに、複雑な構造を保ったまま、年度毎の分合筆等にかかるデータ修正を行う必要があるが、開発の段階から関わっていない他社がデータ修正を行う場合、データの不一致や歪み等が生じる可能性が高く、その検証と修正に多大な費用や時間を要することが予想される。また、家屋の課税客体異動判読業務においても、既にその異動箇所のうち調査済分については、同社において排除選別しているため、他社にて同業務を行うことは非効率であり、ミスが生じる可能性が非常に高いと考えられる。 以上より、一般競争入札に適さないものであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

平成26年度 随意契約の公表(財政部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成26年4月1日から平成26年9月30日までの随意契約
【財政部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
資産税課	平成26年度固定資産(土地)評価システム業務	平成26年6月1日	一般財団法人 日本不動産研究所 近畿支社	大阪府大阪市北区堂島1丁目1番5号	5,212,080	<p>本業務については、本市の評価システムや、複雑に入り組んだ本市における土地の状況に精通している必要がある。同研究所においては、平成9年度から本市の評価替え業務、新規路線の評定及び時点修正業務について携わり、本市の状況を熟知していることから、次回評価替え以降に向けての課題の整理や、評価方針の検討等が容易となる。同研究所は、資産評価制度を巡る諸問題について専門的な調査研究を行っており、本市に対しても、随時最新かつ精度の高い情報提供を行うとともに、新たな課題解決に際しての助言や技術指導等を行っている。</p> <p>以上より、土地に関する最新の情報を提供することが可能であり、また八尾市の状況に最も精通していると考えられるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
資産税課	平成27年度価格修正において活用する標準宅地の時点修正に関する業務	平成26年7月25日	公益社団法人 大阪不動産鑑定士協会	大阪府大阪市中央区今橋1丁目6番19号	4,552,092	<p>固定資産の鑑定評価は、他の公的土地評価との均衡を図りつつ、同一時点で大量に行うものであり、特に近隣市との面的な均衡を図る必要がある。このような観点から、府下市町村が同社と契約することが、鑑定士相互間の均衡調整を図る上で最も有効であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>

平成26年度 随意契約の公表(財政部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成26年4月1日から平成26年9月30日までの随意契約
【財政部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
納税課	平成26年度八尾市公金等収納業務委託契約	平成26年4月1日	株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ	東京都江東区豊洲3丁目3番3号	単価契約 (年間見込額) 10,064,422	契約業者はセキュリティレベルが最も高い、LG-WAN(総合行政ネットワーク)を使用することが出来るASP(アプリケーションサービスプロバイダー)提供業者として、本市が独自のサーバーなどを開発することなく、安全に市税等の収納データの送受信を完結することが出来るシステムを構築しており、また、各コンビニからの納付データ及び収納金を取りまとめ、収納データの送受信から収納金の本市への払込みまでを一元管理できる唯一の業者であることから、随意契約により委託することが適切であると判断したため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
納税課	平成26年度口座振替データ分割統合業務委託契約	平成26年4月1日	株式会社DACS	大阪府大阪市中央区瓦町1丁目4番8号	単価契約 (年間見込額) 1,667,241	データ伝送は、切れ目なく送受信を行う必要がある中で、金融機関側のシステム変更が随時行われており、すべての金融機関と円滑に業務を遂行する必要があるため、随意契約による委託が適切であると判断したため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
納税課	税収滞納システム改修委託契約	平成26年8月13日	株式会社アイネス関西支社	大阪府大阪市中央区瓦町1丁目4番8号	4,050,000	税関係システムについては、パッケージシステムであるため、パッケージの設計開発及び導入を行った事業者以外にシステム改修を行うことが困難であることから、随意契約による委託が適切であると判断したため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)